

審査基準及び標準処理期間

所属名	生活衛生課動物愛護担当
内線番号	4763

No.	項目	内容
①	処分名	手数料の減免
②	法令名	動物の飼養管理と愛護に関する条例
③	法令番号	昭和46年京都府条例第30号
④	根拠条項	第17条
⑤	処分権者	知事(委任先:保健所長)
⑥	法令の定め	第17条 知事は、大規模な災害の被災者を支援するため、知事が別に定める理由があると認めるときは、第15条第1項各号に掲げる手数料若しくは同条第2項に規定する手数料又は前条に規定する費用を減免することができる。
⑦	審査基準	
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)未設定
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分期間	
⑫	問合せ	生活衛生課動物愛護担当(075-414-4763)
⑬	備考	